

## 入 札 説 明 書

令和 7 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務に関する入札及び契約については、以下のとおりとします。

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
令和 7 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務
- (2) 入札案件の仕様等  
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

### 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和 7 年 10 月 23 日（木）午前 10 時 30 分
- (2) 場 所：島根県庁本庁舎 7 階 701 会議室
- (3) その他：入札に当たっては、入札参加資格審査結果通知書（写）を持参してください。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 過去 2 年間（令和 5 年度～令和 6 年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 指定期日までに入札参加資格審査申請書を提出した者であって、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 69 により無人航空機を飛行させる者に対する講習を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という）であること。

### 4 入札参加資格の審査

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、入札参加資格の審査を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
  - ア 入札参加資格審査申請書（別紙様式 1）
  - イ 法人にあつては登記事項証明書
  - ウ 個人にあつては身分に関する誓約書（別紙様式 2）
  - エ 島根県税の納税証明書

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 過去2年間（令和5年度～令和6年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であることが確認できる書類（契約書、完了報告書の写し等）

キ 島根県会計規則第61条の2第3号により入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金の免除に関する誓約書（別紙様式7）

ク 島根県会計規則第69条の2第7号により契約保証金の免除を希望する場合は、契約保証金の免除に関する誓約書（別紙様式8）

(2) 入札参加資格の審査は、申請書の提出をもって行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書により各申請者へ通知します。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年10月17日（金）午後5時

提出場所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部防災危機管理課防災係

電話：0852-22-6371

提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(4) 提出書類の補正

提出した書類に不備があり、補正を求められた場合は、入札日時までに遅滞なく当該書類の補正を行ってください。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された申請書類等は、返却しません。

ウ 提出された申請書類等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途には使用しません。

## 5 質疑

(1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出するものとし、質疑に対する回答は、提出期限後、当該質疑者に対して回答します。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年10月17日（金）正午（締切厳守）

提出場所：4(3)に同じ

提出方法：持参又は郵送若しくはファクシミリにより提出してください。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性がありますので、注意してください。）

## 6 入札の方法等

(1) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の方法

ア 入札書は、別紙様式により提出することとします。

イ 入札書の提出にあたっては、封筒に入れのり付けし、封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、「入札の件名」及び「入札書在中」と記入することとします。

ウ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができません。

カ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類等を提示しなければなりません。

エ 書面により直接行うものとし、郵送又はファックスによる入札は認めません。

(3) 代理人による入札

ア 代理人（受任者を除く。以下同じ）が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに委任状を提出しなければなりません。

イ 入札者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

(4) 開札の方法

ア 入札は、入札者又はその代理人及び島根県防災部防災危機管理課職員を立ち合わせて行います。

イ 入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札の場所を退場することはできません。

ウ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該開札の終了後直ちに再度の入札を行います。

(5) 再度入札

ア 再度入札は、2回までとします。

イ 入札者のうち再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければなりません。

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、最低価格入札者と随意契約を行うものとします。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(8) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、その他の島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(9) 入札の辞退

入札参加資格審査の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次のとおりとします。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送等により提出してください。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額

島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に、当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければなりません。

(2) 入札保証金の免除

ア 島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

イ 入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、過去 2 年間（令和 5 年度～令和 6 年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であることが確認できた場合には、島根県会計規則第 61 条の 2 第 3 号に該当するものとし、入札保証金を免除します。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとします。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。落札者が契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により県に帰属します。

## 8 契約

- (1) 契約書作成の要否  
要します。
- (2) 契約手続きに使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## 9 契約保証金

- (1) 契約保証金の額  
島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付してください。
- (2) 契約保証金の免除
  - ア 島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
  - イ 契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、過去 2 年間（令和 5 年度～令和 6 年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であることが確認できた場合には、島根県会計規則第 69 条の 2 第 7 号に該当するものとし、契約保証金を免除します。
- (3) 契約保証金の還付  
契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

## 10 入札説明書添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格審査申請書（様式 1）
- (3) 誓約書（様式 2）
- (4) 委任状（様式 3）
- (5) 入札質疑書（様式 4）
- (6) 入札書（様式 5、様式 5 の 2）
- (7) 入札辞退届（様式 6）
- (8) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式 7）
- (9) 契約保証金の免除に関する誓約書（様式 8）
- (10) 委託契約書（案）

## 11 その他

- (1) 本入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び島根県会計規則の定めるところによります。
- (2) この契約に関する問い合わせ先  
〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地  
島根県防災部防災危機管理課危機管理係 担当：石田  
電話：0852-22-6371 ファックス：0852-22-5930

## 別紙 1

### 仕様書

#### 1 委託業務名

令和 7 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務

#### 2 委託業務の目的

地震・風水害等の大規模災害の発生時において、ドローンを活用し、迅速かつ円滑に被災状況を把握し、効率的かつ効果的な災害応急対策につなげるため、職員に対しドローンの操縦に係る必要な技術及び知識を習得させるための講習会（無人航空機操縦者技能証明取得講習会）を実施し、無人航空機操縦者技能証明（二等無人航空機操縦士）を取得させることを目的とする。

また、技術及び知識を維持、向上させるための研修会（災害時ドローンチームスキルアップ研修会）を実施する。

#### 3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までの間

#### 4 委託業務の内容

(1) 下記①～②に定める各講習会等を実施すること。

##### ①無人航空機無人航空機操縦者技能証明取得講習会

###### ア 講習

無人航空機操縦者技能証明（二等無人航空機操縦士）養成のため必要となる、ドローンの操縦に関する講習を実施すること。

講習は、受託者が国土交通大臣に提出した無人航空機講習事務規程に基づき実施することとするが、災害発生時にドローンを効果的に活用できるよう、限定解除（目視内飛行及び夜間飛行）に対応した講習内容とすること。

###### イ 修了審査

課程の修了者として必要な知識及び能力を有するか否かを判定するため、修了審査を実施すること。なお、審査科目及び細目、内容及び採点は、国土交通省及び指定試験機関が定める基準に従って行うこと。

##### ②災害時ドローンチームスキルアップ研修会

ア ドローンを操縦する際に必要な技術及び知識を維持、向上させるため、ドローンの操縦に関する研修（実技）を「5 実施日」に記載する期間で 2 回（各回 1 日間）を実施し、概ね以下の内容とすること。

（ア） 基本的な操縦技量の維持・向上のための訓練

（例：離着陸、ホバリング、左右移動、上下移動等）

（イ） 災害発生時のドローンの効果的な活用に必要な技術の維持・向上

のための訓練（屋外での飛行）

なお、詳細な研修内容については、契約後に委託者と調整し、決定すること。

## (2) その他

ア 講習に使用するドローン、講義資料等の必要な資機材は、本契約の範囲内において受託者が準備すること。

なお、②においては、受託者が準備する無人航空機のほか、島根県防災部で管理する機体（株ACSL 社製 SOTEN）を必ず使用すること。

イ ①について、学科（座学）講習に限り、オンラインでの実施も可能とする。  
この場合、実施方法についてあらかじめ委託者の確認を受けることとし、使用する講義資料等の教材は、委託者の指定する期限・場所を遵守の上納入すること。

## 5 実施日

(1) 4(1)①については、令和7年12月26日（金）までの間に実施すること。

なお、受講者ごとの日程は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(2) 4(1)②については、令和7年12月1日（月）から令和8年2月27日（金）までの間に実施すること。

## 6 実施場所

原則として、松江市又は出雲市内に所在する施設で行うものとする。なお、具体的な実施場所については、契約後に委託者と調整し、決定すること。また、施設の手配及び講習に必要な光熱水費その他の経費は、本契約の範囲内において受託者が負担すること。

## 7 受講人数

(1) 無人航空機操縦者技能証明取得講習会 8名程度

(2) 災害時ドローンチームスキルアップ研修会 1回につき10名程度

## 8 委託業務完了報告書

受託者は、委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書を委託者へ提出すること。

## 9 一般的事項

(1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上、当然本契約内容に含まれるものについては、受託者の負担において実施すること。

(2) 契約履行に伴い、既設設備等に与えた損傷等（障害を含む）の損害及び第三者又は作業員に及ぼした傷害等の損害は全て受託者において補償すること。

- (3) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、速やかに防災部防災危機管理課の担当者に連絡すること。
- (4) この仕様書は、令和7年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会実施業務委託の概要を示すものであり、詳細な事項については、委託者と受託者とが協議して実施するものとする。

#### 10 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例(島根県条例第49号)、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。



# 委託業務完了報告書

令和 年 月 日

島根県知事 殿

受託者  
住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

下記のとおり業務を完了しましたので、報告します。

## 記

- 業務名 令和7年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務
- 完了年月日 令和 年 月 日

以上

## 入札参加資格審査申請書添付書類一覧

(○印：必ず提出する書類 △印：該当する場合に提出する書類)

| 法人 | 個人 | 提出書類名                                                                           | 備考                                    |
|----|----|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| ○  | ○  | 入札参加資格審査申請書（様式1）                                                                |                                       |
| ○  | —  | 法人登記事項証明書                                                                       | 申請時前3ヶ月以内に発行された原本                     |
| —  | ○  | 誓約書（様式2）                                                                        |                                       |
| ○  | ○  | 県税の納税証明書（直前1年分）                                                                 | 申請時前3ヶ月以内に発行された原本で<br>滞納がないことが確認できるもの |
| ○  | ○  | 消費税及び地方消費税の納税証明書（直前1年分）                                                         | 申請時前3ヶ月以内に発行された原本で<br>滞納がないことが確認できるもの |
| △  | △  | 委任状（様式3）                                                                        |                                       |
| ○  | ○  | 過去2年間（令和5年度～令和6年度）に国又は地方公共団体等において、同等の無人航空機に係る研修等を受託し、確実に履行した実績のある者であることが確認できる書類 | 様式不問（契約書及び完了報告書等の写し等）                 |
| △  | △  | 入札保証金の免除に関する誓約書（様式7）                                                            |                                       |
| △  | △  | 契約保証金の免除に関する誓約書（様式8）                                                            |                                       |

## 委 託 契 約 書 (案)

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、令和 7 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託の内容）

第 1 条 委託者は、令和 7 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託業務の処理方法）

第 2 条 受託者は、別添令和 7 年度無人航空機操縦者技能証明取得講習会等実施業務仕様書（以下「仕様書」という）により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

### （委託料）

第 3 条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受託者に支払う。

### （委託期間）

第 4 条 委託の期間は、令和 年 月 日から令和 8 年 2 月 2 7 日までとする。

(契約締結日)

### （契約保証金）

第 5 条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。  
(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

### （委託業務完了報告）

第 6 条 受託者は、委託業務完了後、10 日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

### （検査）

第 7 条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第 1 項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第9条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第15条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
  - (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条(契約保証金)で(A)を用いる場合

第17条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条(契約保証金)で(B)を用いる場合

第17条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第18条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 19 条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

受託者

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （取得の制限）

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （適正管理）

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

### （責任体制の整備）

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

### （派遣労働者等の利用時の措置）

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### （再委託）

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならな

い。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報記録が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報記録が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、实地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又

は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。